

公益社団法人 九州機械工業振興会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、公益社団法人九州機械工業振興会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を福岡県北九州市に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び公益目的事業

(目的)

第3条 本法人は、主として福岡県の地域企業等に対し、教育研修、材料試験及び機械加工に関する事業を実施し、地域企業等の技術・技能の高度化や経営の合理化・近代化を促進するとともに、地域住民の就業機会を創出し、もって地域産業の振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

(1) クレーン等荷役・運搬機械の実技教習、技能講習及び特別教育の実施

(2) クレーン等荷役・運搬機械の運転・操作に係る資格の付与

(3) 各種技術講習会等の開催及び会場の提供

(4) 構造材料等の材料試験の実施

(5) 構造材料等の材料試験の結果に係る試験成績書の発行

(6) 材料試験に係る技術相談及び技術指導の実施

(7) 各種工作機械による機械加工及び精密加工の実施

(8) 各種工作機械等設備の開放利用

(9) 機械加工及び精密加工に係る技術相談及び技術指導の実施

(10) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定するすべての事業は、福岡県の区域内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同し、入会した個人又は法人並びにこれらの者を構成員とする団体

(2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は法人並びにこれらの者を構成員とする団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、総会において定める会員の入会・退会等に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費等の負担)

第7条 会員は、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 本法人を退会しようとする会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって、一般社団・財団法人法上の退社とする。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会において正会員の過半数が出席し、総正会員の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、総会の開会日の7日前までに理由を附し通知し、総会前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本法人の定款その他規則に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を督促後なお1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である法人及び団体が解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散、合併及び残余財産の処分

(7) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け

(8) 理事会において総会に附議した事項

(9) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的である事項を示した書面又は電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し会議の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(電子提供措置)

第14条の2 本法人は、総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又は定款に定める場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面表決)

第19条 総会に止むを得ない理由で出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面若しくは電磁的方法で表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

2 理事又は総正会員の議決権の過半数を有する正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

3 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

- (3) 総会に出席した正会員の数
- (4) 総会に出席した理事及び監事の氏名
- (5) 議長の氏名
- (6) 審議事項及び議決事項
- (7) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (8) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議長及び出席した正会員のうちから総会において選任された議事録署名人2名は議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 2名以上5名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であると法令で定める理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

5 理事又は監事に異動があった時は、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は業務執行理事として、理事会が別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長、専務理事は、自己の職務の執行の状況を、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる事業報告書及び計算書類等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくはその行為を行う恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。

この場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から二週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
- (8) その他法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において、総正会員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、総会で別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、総会で別に定めるところにより、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第28条 本法人は、総会の決議により、一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第29条 本法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、会長又は理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

5 参与は、本法人の業務の処理について会長の諮問に応える。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、総会で定めるところにより、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに会議の目的である事項等の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次の事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第28条の責任の免除

(開催)

第32条 理事会は、定時理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的である事項を示した書面又は電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

い。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第44条 本法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入で償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本法人が重要な財産の処分及び譲受けを行う場合も前項と同様である。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 本法人は、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により定款を変更することができる。

(解散)

第46条 本法人は、一般社団・財団法人法第148条の事由によるほか、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

(合併等)

第47条 本法人は、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 本法人が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本法人が、公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、

公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告方法及び個人情報の保護

(公告の方法)

第50条 本法人の公告は、電子公告にて行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

(個人情報の保護)

第51条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものである。

2 個人情報の保護に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 補則

(事務局)

第52条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長、部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第53条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究及び審議を行う。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「公益法人整備法」という。）第106条第1項で定める公益法人設立の登記の日から施行する。

2 公益法人整備法第106条第1項で定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 本法人最初の会長は、吉川卓志とする。

附 則

この定款は平成23年6月24日から施行する。

附 則

この定款は2023年6月23日から施行する。